

**令和5年度 茨城の「食」ブランドの確立事業（飲食店審査・PR）業務
受託者公募に関する説明書**

公告日 令和5年5月29日

1 担当部局

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町9-7-8番6

茨城県営業戦略部観光物産課 誘客営業担当 中村 理沙

電話 029-301-3622 FAX 029-301-3629

E-mail r_nakamura@pref.ibaraki.lg.jp

2 業務の内容等

(1) 業務名

令和5年度 茨城の「食」ブランドの確立事業（飲食店審査・PR）業務

(2) 事業の目的

観光目的となるような「飲食店」を食のプロフェッショナルによる審査などにより決定し、県外に向けたプロモーションを実施することにより、茨城の「食」ブランドを観光要素として強く打ち出し、新たな観光誘客と観光消費の拡大を目指す。

(3) 業務の内容

別紙仕様書のとおり

(4) 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

(5) 見積限度額

11,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、この金額は、事業内容の規模を指示するものであり、予定価格を示すものではないことに留意してください。

3 参加者の資格に関する事項

以下のすべての要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格があること。または、資格がない場合でも、過去茨城県が発注する業務において実績があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

4 企画提案書の提出について

(1) 提出物

- ① 企画提案提出書（様式第1号）
- ② 資格要件に関する申立書（様式第2号）
- ③ 企画書（任意様式）

仕様書の内容を踏まえたうえで、以下の内容を有する企画案を提示してください。

1 実施方針	
2 業務内容に関する提案	観光目的となるような「飲食店」の考え方
	「飲食店」の抽出、審査、プロモーションの方法
	その他、事業の企画や運営方法
3 実施体制（職員の配置や体制の考え方）	
4 同種業務の実績	

- ④ 見積書
- ⑤ 会社概要
- ⑥ 類似事業の実績

(2) 提出部数

③以外については各1部提出してください。

③については、1冊の資料としてまとめ、無記名のもの（社名部分を隠したもの）を6部、社名を記載したものを1部提出してください。（カバー等は取り付けないこと）

(3) 提出期限及び提出先

- ① 提出期限 令和5年6月9日（金）午後5時（必着）
- ② 提出先 1 担当部局と同じ
- ③ 提出方法 持参又は郵送

5 プレゼンテーション

(1) 日時 令和5年6月13日（火）

※ 時刻については、令和5年6月12日（月）に担当者へご連絡いたします。

(2) 場所 水戸市笠原町978-6

会議室名：営業戦略部会議室（茨城県庁17階）

6 業務委託者の選定

(1) 選定方法

担当部局内に設置する審査委員会において、提出された企画書を（2）の評価項目に基づき、審査したうえで決定します。

(2) 企画提案内容を審査するための評価項目

評価項目及び内容		配点
企画提案力	①提案内容の的確性	20点
	②提案内容の独創性	20点
	③提案内容の実現性	20点
運営力	④計画・実施体制の妥当性	20点
	⑤同種又は同類業務の実績	20点
経済性	⑥見積金額の妥当性	20点

(3) 審査結果の通知

- ① 審査結果は、審査委員会終了後に通知します。
- ② 審査の内容については一切公表しません。
- ③ 結果についての異議申し立ては一切認めません。

(4) 業務委託の方法

茨城県は上記に基づき選定した事業者から再度見積書を徴し、見積金額が茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）第146条の規定に基づき作成する予定価格の制限の範囲内であった場合において、委託契約を締結します。なお、採用案を必要に応じ修正する場合がありますのでご了承ください。

(5) その他

- ① 書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- ② 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とします。なお、提出された企画提案書等は返却しません。
- ③ 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがあります。
- ④ 採択された企画提案書の著作権は茨城県に帰属します。
- ⑤ 契約書作成の要否 要
- ⑥ 契約保証金 契約金額の100分の10以上とします。ただし、茨城県財務規則第138条第2項各号いずれかに該当する場合には、契約保証金額の全部又は一部を免除します。

7 質問の受付

本説明書の内容に関する質問等については、令和5年6月5日（月）午後5時まで、担当部局への電子メールにて受け付けます。

質問に対する回答は、質問者に対し電子メールで回答します。

また、回答した内容は、茨城県観光物産課ホームページにて公開します。

(様式第1号)

企 画 提 案 提 出 書

令和5年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿
(営業戦略部観光物産課扱い)

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名印

令和5年度 茨城の「食」ブランドの確立事業（飲食店審査・PR）事業を受託したいので、別添のとおり関係書類を提出します。

記載責任者及び連絡先

(ふりがな) 氏 名	
担 当 部 署	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
Eメールアドレス	

(様式第2号)

資 格 要 件 に 係 る 申 立 書

令和5年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿
(営業戦略部観光物産課扱い)

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名印

茨城県が実施する令和5年度 茨城の「食」ブランドの確立事業（飲食店審査・PR）事業の企画提案競争の参加に要求される下記の資格要件をすべて満たしていることを申し立てます。

記

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
- 2 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- 3 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格がある、または、資格がない場合でも、過去茨城県が発注する業務において実績があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
- 4 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 5 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

(様式第3号)

質疑・回答書

業務名称：

担当者名：

連絡先：

質問内容

回答内容